

伊商第 765 号  
令和 7 年 3 月 3 日

上野商工会議所  
会頭 田山 雅敏 様

伊賀市長 稲森 稔尚

「令和 7 年度予算要望及び政策提言について」に対する回答について

令和 6 年 12 月 12 日付け上商議第 536 号で提出をいただきました令和 7 年度予算要望及び政策提言について別紙のとおり回答します。

〒518-8501  
三重県伊賀市四十九町 3184  
伊賀市産業振興部商工労働課  
Tel0595-22-9669 Fax0595-22-9695

(別紙)

## 1 産業振興及び雇用促進等、地域創生のための施策の推進

### (1) 中小企業及び地域産業の振興策の充実

#### ①雇用機会の拡大及び成長産業の立地の推進

ア 伊賀市の立地条件などの優位性を活かし、持続可能で活力のある地域を目指すため、現状の都市マスタープランや伊賀市の土地利用に関する条例などの根本的な見直しによる工場用地等の流動化促進

要望	回答	担当課(室)
<p>・小規模な工業用地隣接地への工場等の立地については、工場適地、工業系用途で許可された用地の内、5 ha 以上となる一団の工業用地の面積要件を、中小企業、小規模事業者が開発可能となるよう 1ha 以上に緩和(現状の工場敷地面積含む)</p>	<p>小規模な工業用地隣接地への工場等の立地につきましては、その敷地が都市計画法の用途地域(準工業地域、工業地域、工業専用地域)及び土地利用条例の工場等が建築可能な区域(工業用地区域、幹線道路沿道区域(幹線道路地区))では5 ha 以上等の面積要件はありません。</p> <p>敷地の面積要件につきましては、これらの区域以外で敷地拡張を伴う増築を行う場合において、既存敷地面積及び延床面積の2分の1以内とする制限が適用されます。</p> <p>現行の5 ha 以上のまとまった建築開発事業の面積要件につきましては、工業用地区域や幹線道路沿道区域内ではなく、その区域や既存工業団地の周辺に新たに工場等を立地する場合に適用されるものです。</p> <p>これは、「一定のまとまりがみられる既存産業施設周辺への新たな産業誘致を図る」という伊賀市都市マスタープランとの整合性を保つために必要な措置であり、仮にこの要件を1 ha に緩和した場合、工業用地の無秩序な点在を許容することになり、産業施設の立地集積が困難になると考えます。</p> <p>新たな小規模工場立地につきましては、工業用地区域やその隣接地、または幹線道路沿道区域では面積制限なく立地可能となっています。</p>	<p>開発指導室</p>

<p>・幹線道路地区の内、名阪国道インターより1kmの範囲内を現実的に工場等の設置が可能なように2kmの範囲内に拡大し、優遇税制を適用</p>	<p>2kmの範囲に拡大した場合、1kmの範囲内においても存在する農業振興地域や山林が広がるエリアにまで及び、また集落にも近づくことで住民の生活環境への影響が大きくなるため、工場等の立地に適した土地が大幅に増えるとは考えにくい状況です。</p> <p>また、2kmの範囲に拡大することでこれらの円が繋がることになり、名阪国道を中心に最大幅4kmのベルト地帯が形成されます。これにより、伊賀市都市マスタープランが目指す「コンパクトなまちづくり」との整合性が失われるため、数量的な拡大は適切ではないと考えています。</p> <p>さらに、土地利用の制限については、土地利用条例だけでなく、都市計画法や農振法、農地法、森林法など上位法令等とも密接に関連した重層的なものとなっています。例えば、農地法では農地の転用や開発について厳しい規制があり、これらの規制は土地利用条例とは別に独立して存在しています。そのため、仮に土地利用条例を緩和しても、農地法など他の法令の規制が現状のままでは、実質的な規制緩和には繋がらず、工場や倉庫の新規立地が容易になるわけではありません。</p> <p>現行の条例においても、名阪国道インターチェンジを中心とした半径1kmの範囲内では工場等の立地を可能としていますが、他の法令で立地が重層的に制限されていることをご理解ください。</p> <p>また、工場等の立地は幹線道路沿道区域（幹線道路地区）だけでなく、工業用地区域やその隣接地でも可能ですので、そちらでのご検討もお願いします。</p>	<p>開発指導室</p>
	<p>優遇税制に関しては、伊賀市工場誘致条例に基づいて、設備投資に関する固定資産税について、条件に応じて奨励制度があります。また、現在の奨励制度に関してですが、今年度に市内及び市外の企業へ工場立地条例の内容に関するア</p>	<p>企業誘致推進室</p>

	<p>ンケートを実施しており、制度改正に向けた意見集約を行っています。今後、他自治体の奨励制度と比較検討しながら、現状の企業活動の環境変化も踏まえ、奨励制度の見直しを進めていきたいと考えています。</p>	
<p>・地域間競争を考慮した市外からの企業進出に有利となる土地利用計画の見直し促進</p>	<p>土地利用基本計画において、上野南部丘陵地約 250ha を工業用区域として位置づけ、企業進出を可能としています。</p> <p>また、工業用区域以外にも名阪国道インターチェンジ 1 km 圏内や国道 368 号沿道の幹線道路沿道区域（幹線道路地区）も工場立地が可能な区域に指定しており、同区域の沿道サービス道路地区においても特定開発事業の認定を取得することで工場立地が可能になる等、企業が進出できる環境を整えています。</p> <p>さらに、令和 4 年度の土地利用条例の見直しにより、これらの区域周辺において 5 ha 以上のまとまりのある敷地については、特定開発事業の認定を取得することで工場立地を可能とする緩和措置を講じています。</p>	<p>開発指導室</p>
<p>・保全区域であっても敷地内の増改築及び新築、隣接地への拡幅について手続きの簡素化により事業者が断念することの無いよう、事務手続き簡素化の見直し促進</p>	<p>保全区域内の新築については適合承認手続きが必要となり、標識設置による周辺住民への周知期間を含めた事務手続きは、不備が無ければ約 2 週間で完了しています。</p> <p>また、保全区域内での建替えや増改築については届出手続きが必要となりますが、事務手続きは不備が無ければ書類受付から 3 日程度で完了しています。</p> <p>事務手続きにつきましては、土地利用条例施行時から以上のような期間で行っており、事業者が事業を断念するような期間は要していないと考えていますが、複雑な手続きを理由とする事業断念を防ぐよう、丁寧な説明に努めていきます。</p>	<p>開発指導室</p>

イ 都市計画法に基づく用途地域の指定について、現状に則した見直し促進（都市マスタープランによる用途地域見直し方針による）

要望	回答	担当課（室）
・工業地域（西明寺）や準工業地域（ゆめが丘）などの工業専用地域への見直し促進	工業地域（西明寺）や準工業地域（ゆめが丘）から工業専用地域への見直しについては、現状の土地利用状況並びに将来の土地利用状況について調査を行い検討していきませんが、工業専用地域とすることで、住宅や店舗が建てられなくなる等、工業以外での土地の利活用が難しくなることも留意する必要があると考えています。	都市計画課

要望	回答	担当課（室）
<p>ウ 市が主体となり、必要に応じて国・県とも連携した新たな公的工業団地の計画及び造成の推進及び工場誘致、増設投資に対する助成金の拡充</p>	<p>総合計画では、都市マスタープランに基づき産業用地創出を進め、上野南部丘陵地においては、民間主導による産業用地創出を推進する方針を示しています。</p> <p>公的工業団地を進めるためには総合計画の変更が必要となります。また、進める際の課題としては、事業期間が長期に及ぶため初期段階での立地企業の確約が難しく、全区画の完売が不確実でもあります。併せて、開発費用が莫大であることが挙げられ、そのための議会の同意も必要です。これらのことから、現時点では地権者の同意を得ながら民間主導の開発手法や、市においても企業誘致活動の支援を進めています。1社でも早期に立地できるように、引き続き積極的に支援していきます。</p> <p>また、工場誘致に関しては、市外企業や市内企業に対して伊賀市への立地のメリット、進出のメリットなどの魅力を発信し、立地検討や市内での操業継続を促します。加えて、これに対する奨励制度については、今年度、企業へのアンケートを実施し、工場立地条例の改正に向けた意見収集を行っています。他自治体の奨励制度と比較し、現状の企業活動の環境変化を踏まえて奨励制度の見直しを進めます。</p>	<p>企業誘致推進室</p>

②資源原材料価格高騰等による支援策の継続

要望	回答	担当課（室）
<p>ア 中小企業・小規模事業者を対象とした原油価格高騰による支援金の継続（電気、ガス（都市ガス・LPガス）、ガソリン、軽油、重油、灯油の費用を対象とする）</p>	<p>昨今の原油価格高騰の影響による各種燃料、原材料の高騰やこれに起因する諸問題への対策は必要であると考えています。ただし、これらは全国的な課題であり、まず国や県が広域的に取り組むべきであると考えます。今後も、国、県との役割分担のもと、限られた予算のなかで市民全体への効果も考慮し必要な支援に取り組んでいきます。</p>	<p>商工労働課</p>
<p>イ 価格高騰等の影響緩和のため、水道の基本料金減免制度の再開及び実施期間延長及び更なる水道料金の低減</p>	<p>令和6年度において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を受けている生活者や事業者の負担軽減を図るため、水道基本料金の減免を2ヶ月間（令和7年3月・4月請求分）実施します。</p> <p>また、水道基本料金減免制度や水道料金低減策の実施につきましては、水道事業の主な財源である水道料金について、市単独で施策を実施することは難しいと考えますが、中小企業及び地域産業振興のために、今後もでき得る施策があれば対応していきます。</p>	<p>経営企画課</p>

要望	回答	担当課（室）
<p>③産学官連携の更なる強化及び支援の拡充</p>	<p>三重大学との連携については、平成 18 年に相互友好協力協定を締結して以来、研究拠点施設や伊賀連携フィールドなど貴所とも連携しながら地域活性化に向けた取り組みを進めてきました。引き続き、再編された伊賀サテライトや関係機関とともに更なる連携強化を図っていきます。</p> <p>近畿大学とは平成 29 年 1 月に包括連携協定を締結し、定住自立圏といった広域連携の推進や市の様々な分野の取り組みに、総合大学としての知見や人材を活用しています。このほか関西 SDGs プラットフォームを通じ、情報収集や連携機会の創出に努めています。</p> <p>引き続き、産学官の連携強化を図りながら、人口減少や少子高齢化など地域課題の解決に向けた取り組みを推進します。</p>	<p>総合政策課</p>
	<p>産学官連携地域産業創造センター「ゆめテクノ伊賀」の運営を継続して支援し、三重大学や同センターを管理する公益財団法人伊賀市文化都市協会と協力して利用の促進に努めます。貴所においても個別の事業者へのきめ細やかな相談や共同研究等のマッチングなどについて積極的な取り組みをお願いします。</p>	<p>商工労働課</p>

(2) 雇用確保のための施策の強化及び支援施策の拡充

①地元企業への就労の向上施策の拡充

要望	回答	担当課(室)
<p>ア 地元企業への就労の発信施策の拡充のための高校生や大学生、U・J・Iターンへの推進に向けての発信力の強化</p>	<p>移住ポータルサイトを開設し、住まいや子育て、伊賀市の制度など移住に関する情報を発信しています。さらに、昨年度からはインスタグラムを活用した情報発信にも力を入れています。また、令和5年度から開始した奨学金等返還支援事業については、大学や企業への周知だけでなく、伊賀管内の高校については直接、生徒や保護者の方に説明し U・I・J ターンの推進に取り組んでいます。令和7年度についても地元企業と連携して、市内への就労促進に繋げていきます。</p>	<p>地域創生課</p>
	<p>貴所や関係機関と連携し、地元での就職を希望する学生や求職者に対し、企業等との情報交換の場として、伊賀市、名張市、両市商工会議所、伊賀市商工会の連携で「伊賀・名張合同就職セミナー」を、また伊賀市、甲賀市、両市域ハローワークの連携で「伊賀甲賀地域就職面接会」を開催しています。また、高卒者に対する就労支援の取り組みとして市や貴所、関係機関で構成する伊賀管内労務対策協議会が主体となり、今年度も、県立あけぼの学園高等学校への「出前授業」を開催しました。</p> <p>さらに、貴所の労務対策協議会では、就職希望者に対する情報発信のツールとして、伊賀管内の企業情報を掲載した企業ガイドブックを毎年発刊していただいています。インターネットやSNSの普及により情報収集の手段が多様化する中ではありますが、地元への就労促進のため情報発信は不可欠となりますので、貴所とともに効果的な情報発信に努めていきます。地元就労、U・J・Iターンのさらなる促進、拡充に向けては、近隣自治体や貴所等関係団体との連</p>	<p>商工労働課</p>

	携により効果的に実施していく必要がありますので、特に地元事業者と深いつながりを持つ貴所等商工団体の積極的かつ主体的な取り組みをお願いします。	
イ 小、中、高校において地元企業の魅力、就労環境の魅力等、産業教育の強化	<p>総合計画に包含する総合戦略に基づき、人口減少克服に向けた取り組みの一つとして、市内の県立高等学校で組織する実行委員会が実施する人材育成の事業を支援し、自らが地域の担い手になる意識を持つ地域創造人材（IGABITO）の育成に取り組んでいます。例えば、あけぼの学園高等学校では、地域産業を知るための講演や地域の企業・事業所をめぐるフィールドワークなど「地域と連携したキャリア教育」を実施し、伊賀白鳳高等学校では地元企業見学会など「地域との連携、交流などの実体験による人材育成」を実施しています。また上野高等学校では、「上高みらい探究」と題し、伊賀地域に関するテーマを設定しフィールドワークなどを通じた探究活動を実施しています。このような活動を通じて、高校生が地元事業者や行政と関わる機会を創出し、自らが地域の中で生活していることを実感するとともに、地元の特産や産業を知ること、地域への愛着の高まりにも繋がると考えています。引き続き、高等学校における人材育成事業を支援し、高校生のシビックプライドの醸成を図るとともに、若い世代の市内定住に繋げていきたいと考えています。</p>	地域創生課
	<p>高校生に地元企業の魅力を伝えるとともに、就職の際のミスマッチを防ぐ取り組みとして、市や貴所、関係機関で構成する伊賀管内労務対策協議会が主体となり、今年度も、県立あけぼの学園高等学校への「出前授業」を開催しました。また、市内の小学生を対象に、「働くことの大切さ」や「地元企業の魅力」などについて学び、将来的な伊賀市への就職やシビックプライド醸成の機会を創出する取組みとして、伊賀市文化都市協会と連携し「伊賀連携フィールド事業」として将来の理科系人材育成に向けた「こども大学」や、「工場見学ツアー」</p>	商工労働課

	<p>を開催しました。地元就労の促進、拡充に向けては、近隣自治体や貴所等関係団体との連携により効果的に実施していく必要がありますので、特に地元事業者と深いつながりを持つ貴所等商工団体の積極的かつ主体的な取り組みをお願いします。</p>	
	<p>小学校では、生活科・社会科・総合的な学習の時間等で、地元の工場・商店・農家などの見学や聴き取り活動を行っています。学習を通して、産業の特色や職場の工夫、働いている方の思いなどに触れ、地域にある産業や企業が自分たちの生活にとって身近な存在となるよう努めています。また、郷土教育教材「伊賀のこと」を小学校5・6年生及び中学生に配付しています。「伊賀のこと」の中では、当市の文化や歴史とともに、代表的な産業や特産品なども掲載し、様々な学習活動と関連付けて活用し、伊賀の産業の魅力について学習を深めています。さらに、Web 会議システムなどの ICT 機器を活用して、地元企業の方からリモートでお話を聴いたり、オンラインで工場見学をさせていただいたりしている小学校もあります。</p> <p>中学校では、これまでも多くの地元企業の協力を得て毎年職場体験活動を行ってきました。コロナ禍には感染拡大防止のため全活動を中止しましたが、アフターコロナの昨年度からは全中学校で活動を再開しました。今後も、職場体験活動を通して「働くことの大切さ」や「地元企業の魅力」について、体験的に学ぶことができるよう、企業と連携して取り組んでいきます。</p> <p>小中学校では、児童生徒が「生きる力」を身に付け、直面する様々な課題に柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるように、教育活動全体を通じて積極的にキャリア教育に取り組んでいます。そして、各学校の実践交流の場として、キャリア教育研修会を実施するとともに、</p>	<p>学校教育課</p>

	<p>外部専門家からの指導・助言の機会を通じて、より一層豊かな学習が進められるように努めています。</p> <p>今後も、これらの学習を通して、地域の産業について理解を深めるとともに、地元企業で働いている人の願いや思いを知り、自分の将来について考える学習を充実させていきたいと考えています。</p>	
ウ 学生向けに、市内に就職・居住することで返金免除となる特別奨学金制度の創設及び奨学金返済支援制度の拡充	<p>大学等の在学中に奨学金の貸与を受け卒業した者が、伊賀市に定住し伊賀市内又は定住自立圏域内の企業に就職した場合、その奨学金の返還を支援する伊賀市若者定住のための奨学金等返還制度を令和5年度から開始しました。</p> <p>現在は年間返還額の1/2（年間上限20万円）を5年間（60か月）支援していますが、今後は申請状況や他市の状況も見ながら支援内容の見直しについて検討していきます。</p>	地域創生課
	<p>三重県事業になりますが、県内で居住かつ就業を希望する方を対象に、奨学金の返還額の一部が補助される「三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業」があります。貴所におかれましても、採用活動のインセンティブとして広く周知にご協力ください。</p>	商工労働課

②多様な雇用の確保のための支援施策の拡充

要望	回答	担当課（室）
<p>ア 少子化対策を踏まえ女性雇用、子育て世代雇用に取り組んでいる企業への支援及び助成制度の創設</p>	<p>新たな助成制度の創設は市の財政状況から困難ですが、事業者の需要に照らし合わせ、予算の枠組みの変更等、現行制度の見直しにより限られた財源をより効果的に活用できるよう貴所とともに検討していきたいと考えます。</p> <p>国には両立支援等助成金などの制度がありますので、そちらをご活用ください。また、当市では「伊賀市人権学習企業等連絡会」の会員企業を対象に、いまだ根強く残っている「性別役割分担意識」の改善を図るべく「イクボス講座」や「働き方改革」につながる講座を開催し、企業及び団体がよりよい職場環境の形成に向けて自主的に活動できるよう支援しています。さらに、伊賀市総合評価方式の入札の際には育休制度の整備など次世代育成支援活動を行っている企業については価格以外の要素も含めて総合的に評価しています。</p> <p>貴所におかれましても、貴所会員企業に対し伊賀市人権学習企業等連絡会への加入を促進いただくとともに、先述の両立支援助成金などの国の様々な支援策の情報提供などを連携して行い、すべての働く人に対するワークライフバランスの啓発に努めていただきますようお願いいたします。</p>	<p>商工労働課</p>
<p>イ 市外からの高度化人材確保のため、市内企業の就労者のための住宅支援制度の創設</p>	<p>定住の意思を持って伊賀市に移住した者が市内で空き家を購入した場合、購入費用の一部を補助する伊賀市移住促進空き家取得費補助金制度を実施しており、令和7年度についても継続を予定しています。また、専属の移住コンシェルジュを配置し、移住を検討されている方にきめ細やかなサポートを実施しています。</p>	<p>地域創生課</p>
	<p>市外からの高度化人材確保につきましては、住宅支援制度だけでなく企業誘致や設備導入に対する奨励金の拡充、雇用促進施策の拡充など様々なアプローチ</p>	<p>商工労働課</p>

	<p>が必要であると認識しています。</p> <p>市内企業の就労者のための住宅支援制度の創設につきましては、まずはニーズの調査が重要であり、市だけでなく貴所をはじめとした商工団体による取り組みが不可欠であると考えます。</p>	
ウ 地域で働く労働者や学生などを対象に、人材の育成確保・定着などを目的として、労働者や個人のキャリア形成、教育現場や企業でのキャリア形成のための支援を図るため、市における総合的なキャリアコンサルティング活用の実現	<p>現行の総合計画では、施策「誰もが働きやすく、働く意欲が持てる」において、きめ細やかな就労支援や職業相談に取り組み、労働需要のマッチングを図ること、また分野横断的に取り組むべきことのひとつにも、「誰もが希望を持って働くことができる」を掲げ、地域の魅力のブランド化、イノベーションの創出、地域資源を活かした地域産業の強化、就業・起業支援と人材の確保・育成に取り組んできました。</p> <p>個々人のキャリア形成を支援し、それぞれの「しごと」の希望をかなえることは、それぞれの事業所の活性化、ひいては地域経済全体の好循環、活性化にもつながるものと考えます。</p> <p>そのためには、一人ひとりが自らの適性や能力を理解するとともに、この地域の「しごと」を知ること、さらにはライフステージの各段階で、自分にあった仕事を自分で選べることが大切です。</p> <p>多様化する働き方の希望をかなえるには、行政だけでなく、貴所をはじめとする様々な関係機関と連携・協力し、きめ細やかな相談や支援に取り組むことが必要であると考えます。</p>	総合政策課
	<p>地域での人材確保や定着を図るためには、すでに地域にお住まいの人材を育成することが大変重要であることは理解しています。</p> <p>そのキャリア教育にキャリアコンサルティングを活用することも有意ではあると思いますが、まずは、そのための総合的な仕組みを関係各課などと検討す</p>	商工労働課

	る必要があると考えています。	
エ 若年世帯の移住、定住人口の増加に向けた「移住促進空き家取得費補助金」の補助額の増額及び所有権移転登記完了要件の緩和	伊賀市移住促進空き家取得費補助金は、伊賀市への移住を促進し定住人口の増加を図ることを目的として実施しており、若年世代の移住増加に繋がるよう18歳未満の2親等以内の親族と同居する場合は、子育て加算額を付与しています。 なお、不動産登記は不動産の所有者など権利関係の情報を公的な帳簿(登記簿)に記載することで不動産の所有権を明確にするものです。補助金の交付対象となる建物の所有者を確認するため必要な要件であると考えています。	地域創生課
オ 市内企業が実施するインターンシップの交通費や宿泊費の補助	支援の拡充は市の財政状況から困難ですが、事業者の需要に照らし合わせ、予算の枠組みの変更等、現行制度の見直しにより限られた財源をより効果的に活用できるよう貴所とともに検討していきたいと考えます。また、貴所におかれましても、イベント主催団体と連携し、より効果的な事業ができるよう事業改善を行っていただきますようお願いいたします。	商工労働課
カ 大学生を対象とした市内工場見学ツアー実施への協力	貴所にて実施される場合につきましては、どのような協力が必要であるか事前にご相談ください。可能な範囲において、ご協力させていただきます。	商工労働課

(3) 中心市街地活性化の促進

要望	回答	担当課(室)
①「伊賀市にぎわい忍者回廊整備事業」を中心とした第三期中心市街地活性化基本計画の策定及び推進	約2年にわたる協議期間を経て策定した第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画が、本年度末に内閣総理大臣の認定を受ける見込みとなっています。 計画には、「伊賀市にぎわい忍者回廊整備事業」をはじめとする各種事業や目指すべき中心市街地の姿を掲げており、官民が一体となった取り組みを推進していくこととしています。	中心市街地推進課
②中心市街地活性化協議会及び(株)まちづくり伊賀上野事業への人的支援	市は協議会の構成員であり、現在も協働による取り組みを行っています。 株式会社まちづくり伊賀上野の実施する事業につきましても、貴所とともに引き続き連携、協力を図っていきます。	中心市街地推進課

③まちなか賑わいイベント等への支援拡充

要望	回答	担当課(室)
ア 市民夏のにぎわいフェスタ、市民花火大会、灯りの城下町事業等	街なか賑わいイベントについては、単に事業を実施するだけでなく、事業を実施することにより商業等の活性化、継続的な発展に繋げることが重要と考えますので、事業実施の際は、綿密な事業計画と具体的な目標を持って実施いただきたいと思います。 なお、イベントの実施に対する補助金の支出等財政支援のあり方については、補助金等の適正化に関する指針(平成26年5月制定・令和5年4月改定)に基づき令和5年度に全庁的な見直しを行い、補助金等の要件の明確化をはじめ評価や見直しの方針について定めていますので、より効果的な事業ができるよう例年と同様の事業を行っていくのではなく、常に改善を行っていただきますようお願いいたします。	商工労働課

④旧市庁舎等の総合的な利活用（にぎわい忍者回廊事業）の推進

要望	回答	担当課（室）
ア 商工業発展のため観光及び物産機能など、まちの駅のような施設の設置	<p>旧上野市庁舎改修事業において要求水準書で、観光案内、物産販売を提供するように定めており、事業者である株式会社伊賀市にぎわいパートナーズが、建物北側1階の部分に上記機能を設置する予定です。加えて観光案内の拠点からまちなかへの周遊の取り組みについて、事業者及び関係団体と協力をしながら進めています。</p> <p>また事業者の投資により宿泊機能も整備され、「文化財施設に泊まる」という他には類を見ない施設となることから話題性にも期待しています。</p>	中心市街地推進課
イ 新しい時代の図書館、市民の憩いの場、多機能トイレの設置	<p>新図書館は図書館機能だけではなく、宿泊機能、観光案内機能にカフェ機能も備え、多世代の利用者が見込まれます。市民ワークショップ等から出た意見を可能な限り反映し、車椅子利用者が自走で館内やトイレに行けるような設計として整備を進めています。図書館は、令和8年4月オープンに向け準備を進め、先行して宿泊機能観光案内機能は令和7年夏にオープン予定です。</p>	中心市街地推進課
ウ にぎわい忍者回廊整備事業について、部会等への定期的な進捗報告会の実施	<p>にぎわい忍者回廊整備事業の進捗状況や説明等に関しては、順次事業者が実施するようにしていますので、詳しくは伊賀市にぎわいパートナーズのホームページ等をご覧ください。また報告会の実施についてはお問い合わせください。</p>	中心市街地推進課

⑤景観条例の高さ規制見直しによる民間資本の導入を促進

要望	回答	担当課（室）
<p>ア 本町通り、二之町通り、三之町通りについて、観光集客につながるホテル等、集客施設誘致のための規制緩和</p>	<p>三筋町通りについて景観計画では、城下町の歴史を色濃く残す町並みを残し、上野城への眺望が映える空間を維持する事を目的に建物の高さは 12m以下と制限しています。</p> <p>なお、当該地域が土地の高度利用による求心力の向上や都市機能の向上を図るために都市計画決定の変更により高度利用地区の指定を行う場合、建物の高さを最高 31mとする事が可能ですが、伊賀市中心市街地活性化基本計画との整合や、周辺住民や各種団体等に賛同をいただく必要があります。</p>	<p>都市計画課</p>
<p>イ ハイトピア伊賀より北の地域、特に NTT 周辺の大幅な規制緩和による再開発の促進</p>	<p>また、平成 29 年に日本イコモス国内委員会から、旧上野市庁舎を含む近代建築群「伊賀上野城下町の文化景観」が「日本の 20 世紀遺産 20 選」の一つとして選ばれた事もあり、当該地域はその遺産を守る為の要所となっていることから、住民の方々からのご意見を聴取しながら中心市街地活性化の促進と景観保護の両面で検討する必要があると考えます。</p>	

⑥中心市街地の空き家、空き店舗の利活用に繋がる既存補助金制度の拡充及び創設

要望	回答	担当課（室）
<p>ア オフィスやゲストハウス等進出の補助金 市外からの進出や新規設立される事業所への家賃補助の創設</p>	<p>市では、空き家・空き店舗の活用を図りオフィス等を含め 新たに起業される方に対して「伊賀市起業・経営革新促進事業補助金」による支援を行っています。</p> <p>家賃に対する支援は現在行っていませんが、起業者のニーズに応じて補助金制度の見直しを図る必要があると考えておりますので、貴所におかれましてもニーズを把握いただき、「伊賀流創業応援忍者隊」の枠組みのなかで、ぜひ制度の見直し案をご提案ください。また、あわせて貴所の役割でもある経営相談・支援をより充実させ、起業時から操業期間まで一貫した支援体制が構築できるようよろしく申し上げます。</p>	<p>商工労働課</p>
<p>イ 定住促進の補助金 市外から転居する子育て世帯等への住宅取得又は家賃の補助の拡充</p>	<p>現在、実施しております空き家取得費補助金は市外からの転入者を対象とし、18歳未満の2親等以内の親族と同居する場合は子育て加算を付与することで、子育て世帯の住宅取得を支援しています。令和7年度も継続しつつ、より多くの子育て世帯等の移住に繋がるように制度内容等を検証していきます。</p> <p>また、家賃の補助については、まずは本市におけるニーズや他市での実施状況及び効果について調査が必要であると考えています。</p>	<p>地域創生課</p>
<p>ウ 空き家解体補助金 中心市街地内の耐震性のない空き家となっている住宅解体の補助拡充で建てられた住宅解体の補助</p>	<p>中心市街地内に関わらず耐震性のない空き家（木造住宅）を対象として令和5年6月から伊賀市木造住宅耐震補強等事業費補助金を設けています。</p> <p>令和5年度は2件、令和6年度は4件（見込み）の補助実績があります。</p> <p>補助金額は、除却に要する費用の23%以内（上限20万7千円）としていますが、予算に定める件数に達していない状況ですので、まずは補助件数を増やす目的で普及啓発（ホームページや市広報紙への掲載、住宅戸別訪問など）に努</p>	<p>住宅課</p>

	<p>めることとし、補助金の申請件数の増加をみて補助制度の拡充を検討していきます。</p>	
	<p>平成 28 年 9 月から中心市街地内、耐震性の有無に関わらず、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家を解体する場合、伊賀市空家等除却費補助金制度があります。市が特定空家等と認定した建物で、解体除去の行政指導を受けているものが対象となります。</p> <p><b>【補助金の額】</b> 補助率 3 分の 1 上限 50 万円、非課税世帯は上限 100 万円</p>	<p>空き家対策室</p>

## 2 観光立市に向けた観光振興の促進

### (1) ユネスコ無形文化遺産に登録された「上野天神祭のダンジリ行事」による更なる 観光推進の強化

#### ①市をあげての天神祭事業として運営体制の刷新及び支援の創設

要望	回答	担当課（室）
<p>ア 「上野天神祭のダンジリ行事」の人員や組織の弱体化が甚だしく、10年20年先を見据えた検討が必要。行政・地域住民・商工会議所の会員事業所等を含めた議論をする場の行政主導での設置</p>	<p>伝統文化の保存・継承という視点から、上野天神祭の鬼・だんじり行事を運営されている上野文化美術保存会に対し、「上野天神祭のダンジリ行事継承事業交付金」を交付しています。今後も保存継承につながるよう支援していきたいと考えています。</p> <p>また、上野天神祭の運営面では、市広報での周知や、祭当日の警備・運営ボランティアに協力させていただいています。</p>	文化振興課
	<p>上野天神祭については、全国から集客が見込める行事と考えており、今後も引き続き市の情報媒体を利用した情報発信に加え、各イベント情報誌への情報提供等により、誘客に努めていきます。また、宿泊施設や旅行会社等へ観光コンテンツや旅行商品造成に向けた情報提供を積極的に行っていきたいと考えています。</p> <p>運営体制については、行政主導の運営組織では市民が祭りを自分事として捉えることが難しいと考えており、上野天神祭地域振興実行委員会の構成団体、一般市民、市内企業、高校、NPO、住民自治協議会、また観光地域づくり法人（DMO）等あらゆる主体が運営に関わることで、継承すべき「世界に誇れる市民の祭」という意識が芽生えてくると考えます。</p>	観光戦略課

(2) 観光客受け入れ施設等の拡充

要望	回答	担当課(室)
<p>①旧市庁舎跡及び成瀬平馬屋敷跡の施設と連携した、まちなかへの観光客誘導施策の実施(南北を結ぶ地下道などアクセス整備等)。利用者の利便性を考慮した駐車場の確保及び駐車共通券の発行</p>	<p>にぎわい忍者回廊整備事業として取り組む忍者体験施設は、来年度、施設の開業を予定しています。</p> <p>事業主体である SPC とも協議し、今年度中にまちなかへの回遊を促進するための取り組みについて実施計画を作成し、開業後円滑に実行していきたいと考えています。</p>	<p>観光戦略課</p>
	<p>PFI 事業として取り組むにぎわい忍者回廊整備事業は、市街地エリアを点ではなく面として捉え、エリアマネジメントの視点を取り入れた回遊促進、にぎわい創出を目指すものです。拠点施設からまちなかへの周遊の取り組みは事業者である SPC と協力をしながら検討しています。</p> <p>城下町地域への観光客等の誘導については「買いたいもの」「食べたいもの」の魅力が第一と考えるので、貴所におかれましても個店の魅力アップに向けた支援をお願いします。</p>	<p>中心市街地推進課</p>
<p>②魅力的な新芭蕉翁記念館及び芭蕉ゾーンの実現</p>	<p>俳聖松尾芭蕉を顕彰することは芭蕉翁のふるさと伊賀市の責務です。そのため、老朽化が進む芭蕉翁記念館の建て替えは喫緊の課題です。あわせて、市民や未来を担う子どもたちが伊賀市の豊かな歴史文化に触れることができる施設にすべきと考えます。そこを拠点に、史跡芭蕉翁生家や蓑虫庵など市内の芭蕉関連施設や、全国の芭蕉翁関連の施設・団体、さらに市内外の文化観光施設・団体と連携するなどして、多くの来訪者を呼び込むことで、地域の賑わい創出にもつなげていきたいと考えています。</p>	<p>文化振興課 美術博物館建設準備室</p>
<p>③外国人を含む観光客向けマップの作成やスマート</p>	<p>旅行中は紙媒体のマップが旅行者の情報源となっていることが多いため、今年度 DMO 事業の中で城下町及び市内広域の観光マップの作成を進めており、</p>	<p>観光戦略課</p>

<p>フォンを活用した案内プログラムの導入など受け入れ環境の整備</p>	<p>来年度市内各所へ配架を予定しています。</p> <p>なお、城下町観光マップについては外国人向けに英語版マップの作成も行っており、市内広域マップについても日本語と英語を併記する等、外国人観光客にも活用いただけるものを企画しています。</p> <p>また、中心市街地における観光案内業務はにぎわい忍者回廊整備事業として取り組んでいる中で、旧上野市庁舎に集約していく計画であるため、事業主体である SPC と協議しながら、受入れ環境整備に尽力していきたいと考えています。</p>	
	<p>回遊性向上に向けた観光プログラムや観光客向けのマップ等については、伊賀上野 DMO を中心に取り組んでいます。今後は DX と SDGs の推進が観光客、とりわけインバウンド回復のカギになると考えます。</p> <p>にぎわい忍者回廊整備事業により新たな移動方法の構築などを民間事業者と進めていきますが、課題となっている魅力ある店舗づくり、スマート決済の導入などについても、貴所や民間事業者による取り組みをお願いします。</p>	<p>中心市街地推進課</p>
<p>④上野公園内のトイレ（2か所）の早期改修の実施</p>	<p>令和6年度にトイレ改修工事に伴う設計業務を行っており、来年度以降改修工事を実施する予定となっています。</p>	<p>都市計画課</p>
<p>⑤観光案内看板の充実</p>	<p>施設の案内看板は必要に応じ修繕していきます。</p> <p>旧上野市庁舎及び忍者体験施設の供用開始に合わせて、案内看板の修繕及び地図の更新を順次行う予定です。</p> <p>また、既存の看板の修繕だけでなく、必要に応じて新規の看板の設置及び不要な看板の撤去を行います。</p>	<p>都市計画課 観光戦略課</p>

要望	回答	担当課（室）
<p>(3) 伊賀の物産を広く発信するため、新商品開発への補助金制度の創設</p>	<p>貴所、伊賀市商工会とともに事務局を担っている伊賀ブランド推進協議会に対する支援を継続的に行い、新商品開発・既存製品のブラッシュアップ・販路拡大に繋がるよう推進します。</p> <p>また、「伊賀市起業・経営革新促進事業補助金」の充実を図り、新商品開発に繋がるような起業や設備投資に対し支援を行っていく方針です。</p> <p>貴所におかれましても、これらの補助金・その他助成金制度の積極的な周知や申請等のサポートをお願いします。</p>	<p>商工労働課</p>

要望	回答	担当課（室）
<p>(4) NTT 西日本伊賀上野ビル壁面を活用した「忍者モニュメント」設置の早期実現</p>	<p>NTT 西日本伊賀上野ビルの壁面利活用については、一定の話題性はあると考えていますが、誘客の手段となりうるかをマーケティングデータ等から判断する必要があると考えています。</p> <p>また、令和7年度には忍者体験施設のオープン等も控えていることから、城下町のエリアマネジメントについて、公民連携を行う民間事業者等とも協議しながら、より誘客効果及び来街者の満足度が向上する施策を検討していきたいと考えています。</p>	<p>観光戦略課</p>

要望	回答	担当課（室）
<p>(5) 観光誘客に繋がる未利用施設等の活用促進</p>	<p>上野公園から城下町エリアなどの市有未利用施設に関し、令和5年度に行った民間活力導入可能性調査から、施設単体ではなく複数の施設を面的に捉え活用することが有効であると報告されました。</p> <p>現在未利用となっている施設については、老朽化など複数の問題を抱えていることから活用ができていませんが、将来の財政負担等を考慮しつつ活用について検討を進めていきたいと考えています。</p>	<p>観光戦略課</p>
	<p>空き家・空き店舗を城下町の資源とし、観光誘客につながる店舗等の新規出店を促し、エリアマネジメントに取り組むことは、貴所やまちづくり会社の最も重要な取り組みと考えます。</p> <p>空き店舗活用を進めるためには、空き店舗所有者の理解と家賃などの条件交渉が課題となっているため、不動産事業者等と連携した空き店舗活用のプラットフォームづくりが必要と考えます。</p>	<p>中心市街地推進課</p>

要望	回答	担当課（室）
<p>(6) 2025 年大阪・関西万博に向けて、観光地域づくり法人 (DMO) による誘客及び観光消費増額のための事業の充実</p>	<p>国（観光庁）の制度における DMO 登録法人は、（一社）伊賀上野観光協会ですが、伊賀上野 DMO は、観光協会、貴所、市、伊賀市商工会の 4 者連携体制の下、地域観光振興の旗振り役として、様々な事業を実施しています。</p> <p>今後も、来街者情報の収集・分析から地域や観光客の実情を把握していくとともに、地域事業者との連携強化を図り、誘客及び観光消費額の拡大につなげていきたいと考えています。</p> <p>また、大阪関西万博の開催を目前に控え、大阪船場地域の観光地域づくり法人と連携しながら本市のプロモーション事業を展開しています。今後も定住自立圏や甲賀市等の近隣団体と連携して大阪関西方面からの送客・誘客事業に一層注力していきます。</p>	<p>観光戦略課</p>

要望	回答	担当課（室）
<p>(7) 遠足・修学旅行等の教育旅行での昼食等、受け入れ場所の提供</p>	<p>教育旅行における昼食については、弁当の持参が多く、天気が良ければ上野公園内で昼食をとられています。</p> <p>学校によっては直接交渉し、市内の小学校等の体育館を利用されている場合もあると聞いていますが、受け入れに関しては、各学校の判断に委ねている状況です。</p>	<p>観光戦略課</p>

要望	回答	担当課（室）
<p>(8)名阪上野ドライブインに代わる新たな物販拠点の設置</p>	<p>今年度以降順次オープン予定のにぎわい忍者回廊整備事業による忍者体験施設及び旧上野市庁舎において、伊賀ブランドをはじめとする商品の販売・PRの拠点となるスペースの確保に努めます。</p> <p>また、本市には、道の駅あやまと道の駅いががあり、これらの施設をさらに活用いただくよう PR していきます。</p>	<p>商工労働課</p>

### 3 社会基盤の整備及び維持管理

#### (1) 社会基盤の整備

##### ① 渋滞緩和及び交通安全施設の整備

要望	回答	担当課（室）
<p>ア 国道368号線の全線早期4車線化及び名阪国道上野インターの改良による渋滞緩和及び安全確保</p>	<p>三重県（伊賀建設事務所）では、国道368号の4車線化を進めており、伊賀市の名阪国道上野インターチェンジから名張市の国道165号を結ぶ約14.2km区間の渋滞緩和に取り組んでいます。</p> <p>市内では名阪国道上野インターチェンジから菖蒲池2交差点までの約5.1km区間の4車線化を進めており、現在までに、菖蒲池2交差点から上之庄交差点の南手前までの約3.5km区間の整備が完了しています。令和6年度中に上之庄交差点の北側までの約0.6km区間の整備が完了予定です。引き続き、大内橋南交差点までの区間を令和7年度完成予定で事業を推進します。</p> <p>なお、名阪国道上野インターチェンジ跨道橋の4車線化については、引き続き県に要望していきます。</p>	<p>建設管理課</p>
<p>イ 名阪国道の補修整備及びサービスエリア機能の再整備について関係機関への早期実施要望</p>	<p>名阪国道の補修整備等については、伊賀市、亀山市、山添村で構成する名阪国道及び国道25号整備促進期成同盟会で国へ要望を行っており、今後も引き続きしっかりと要望していきます。</p>	<p>建設管理課</p>
	<p>名阪国道のサービスエリアについて、現在のところ再整備に関する要望を行う予定はなく、市としても新たにサービスエリアを整備する予定もありません。</p> <p>なお、サービスエリア等の整備については民間事業者の進出、誘致も期待されると思いますが、貴所を含め各種施策を効果的に実施し、定住・交流人口の増加や地域の魅力向上により実現するものと考えますので、積極的な取り組みの推進をお願いします。</p>	<p>商工労働課</p>

ウ 市内企業団地等における道路の安全対策及び老朽化した施設の修繕、維持管理	企業団地等に限らず認定市道は、道路法に基づく適切な維持管理が責務となっていることから、国の補助金等を活用しながら今後も施設の維持管理を行い、道路利用者への安全を確保していきます。	道路河川課
エ 国道422号線（上野-青山間）の狭隘区間の拡幅整備	道路を管理している三重県（伊賀建設事務所）によると、国道422号（上野～青山間）は、木津川に隣接していること、また沿道には民家が連担していることから、狭隘区間の拡幅改良などの抜本的な整備は困難な状況にあるとのことでした。つきましては、引き続き県と調整の上、検討を進めていきます。	建設管理課

## ②近鉄伊賀神戸駅前の開発の促進

要望	回答	担当課（室）
就労者の確保や利便性の向上を図るため、ロータリーの設置、車両の待機場所の確保等、中長期的な視点での計画への位置付け。駅前もしくは駅ナカへのコンビニ及び飲食店の設置	駅を所有管理する近鉄に対し、駅構内の利便性向上を働きかけます。	交通戦略課
	以前は、駅近隣の民有地を借り上げ、民間企業の従業員送迎用のバスの転回及び待機場所の確保を行っていましたが、現在は賃貸借契約を解除し、ロータリーの設置とともに近隣土地所有者のご理解を得るに至っていません。現時点では難しいと考えています。	都市計画課

(2) 将来への交通基盤の整備計画の策定

要望	回答	担当課(室)
<p>① J R 関西本線伊賀上野駅・柘植駅間の電化促進及び伊賀鉄道と連動した交通システムの整備</p>	<p>JR 関西本線利用促進と電化を進める会や関西本線活性化利用促進三重県会議などの利用促進団体と一体となり、関西本線の活性化・存続のための取り組みを進めているところです。</p> <p>昨年3月に伊賀鉄道へ交通系 IC カードを導入し、JR、近鉄相互の乗り継ぎ利便性の向上を図りました。</p> <p>現在、伊賀鉄道と JR 関西本線との相互乗り入れの研究を進めているところですが、利便性向上のため様々な可能性を検証し、必要な整備について JR 西日本と連携を取って進めたいと考えています。</p>	<p>交通戦略課</p>
<p>② 名神名阪連絡道路の早期実現のための調査費の重点配分及び継続的な予算の確保</p>	<p>名神名阪連絡道路は、国から重要物流道路「計画区間」に指定されています。</p> <p>令和6年11月には、滋賀県庁において三重県と滋賀県合同の第2回有識者委員会が開催され、優先区間の設定について議論をいただきました。</p> <p>当市としては、今後、官民期成同盟会と連携を図り、共に新規事業化に向け、早期に優先区間の決定が行われよう取り組む必要があります。</p> <p>今後も引き続きしっかりと要望してまいりますので、ご協力をお願いします。</p>	<p>建設管理課</p>
<p>③ リニア中央新幹線の建設を見据え、車両基地の積極的誘致</p>	<p>リニア中央新幹線・三重県駅(亀山市)の位置が正式に決定次第、駅へのアクセスに関して関係者と協議を進めたいと考えています。</p> <p>リニア車両基地は、雇用の拡大、移住定住の促進、企業誘致や産業振興などの誘因となることが期待できるため、三重県やリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会と連携し、誘致に向けた取組を進めます。</p>	<p>交通戦略課</p>

(3) 公共交通ネットワークの充実

要望	回答	担当課(室)
<p>①市街地へのアクセス、利便性を考慮した公共交通システムの構築</p>	<p>鉄道やバス、タクシーといった地域公共交通には、それぞれの機能・役割があり、お互いが補い合いながら地域公共交通のネットワークを構築しています。今後も引き続き、それぞれの移動手段の特性を踏まえた連携を強化し、地域住民の生活行動に応じた効率的な運行体系の見直し及びネットワークの構築を進めたいと考えています。</p>	<p>交通戦略課</p>
<p>②公共交通機関利用促進の妨げとならない伊賀市版ライドシェアの実現</p>	<p>ライドシェアについては、公共交通機関が不足している地域や、過疎地、高齢化が進む地域での住民の移動手段を確保するために有効だと考えられますが、一般の自家用車を活用するため、利用者の安全性の確保、車両の定期的な点検とメンテナンス、運転手に対する安全運転教育や定期的な健康チェック、事故発生・緊急時の迅速な対応などの課題があげられます。実現には、クリアしなければならない課題があることから、他自治体で導入している事例も研究しながら、検討を行いたいと考えています。</p>	<p>交通戦略課</p>

(4) 伊賀鉄道及びJR関西本線の利用促進

要望	回答	担当課(室)
<p>①今後のカーボンニュートラル社会を見据え、市職員・企業団体や観光客など更なる伊賀鉄道及び関西本線の利用促進及び各駅周辺の駐車場の整備</p>	<p>毎年3か月間程度の「公共交通機関利用促進期間」を設定し、市職員や、沿線の企業団体、市民への利用啓発を実施しています。また、多くの企業団体が伊賀線活性化協議会やJR関西本線利用促進と電化を進める会に加入されていますが、今後はカーボンニュートラルへの取り組み向上も重要となることから、これまで以上に主体的な利用促進の機運醸成を図るため、取り組みを進めます。</p> <p>伊賀鉄道伊賀線の市部駅、丸山駅、比土駅に無料のパークアンドライド用駐車場を整備しています。また、公共交通機関利用促進期間中は、佐那具駅前の市営駐車場を無料開放していますが、その他の関西本線各駅の市営駐車場についても無料開放するなどの取り組みを図っていきます。</p>	<p>交通戦略課</p>
<p>②旺盛なインバウンド需要を取り込むため、近鉄やJR西日本と連携した施策の充実</p>	<p>市担当部署、観光協会やDMOと鉄道事業者の仲介を積極的に行い、KANSAI MaaS*をはじめとするデジタル商品やインバウンド向けツアーパックの充実を図っていきます。</p> <p>※KANSAI MaaSは関西の鉄道事業者7社(JR西日本、OsakaMetro、近鉄、京阪、南海、阪急、阪神)により構築されたスマートフォンアプリ。主に関西地域における乗換経路検索、電子チケットサービス、観光関連情報提供のほか、鉄道会社ならではの情報サービスを提供する。電子チケットでは、KANSAI MaaSでしか購入できない企画乗車券、お得な周遊チケット、クーポン等も取り扱う。</p>	<p>交通戦略課</p>

(5) 国県市道の維持管理

要望	回答	担当課(室)
①年々、車道歩道沿いの路肩の除草作業が縮小している様に思われる。適時、定期的な維持管理の実施	令和6年度は除草回数を増やし実施しました。令和7年度についても同様に、適切な時期に適切な回数を実施するための予算の確保に努めます。	道路河川課
②道路の舗装補修についても、計画的な補修改良の実施	舗装修繕については、交通量、損傷程度等から判断して、優先度の高い路線から計画的に実施しています。令和7年度は17路線の舗装修繕を予定しています。	道路河川課
③大型車通行の妨げとなる竹林、樹木の定期的な伐採	通行の妨げとなる竹林、樹木の張り出しなど、多くの相談をいただいています。これを受け、令和7年度については、適切な伐採を実施するための予算確保に努めます。	道路河川課

#### 4 公共工事発注制度の改善及び防災対策の強化

##### (1) 地元企業存続のための公共工事発注制度の改善

要望	回答	担当課(室)
①昨今の人件費並びに建設資材等の高騰から各等級の設計・施工金額の引上げをご検討いただきたい。	等級ごとの設計金額の引上げについては、労務費や資材価格等の高騰を勘案し、現在、検討を行っているところです。	契約監理課
②今後発注される照明のLED化等についても地元事業者に発注していただきたい。	<p>事業の発注については、建設工事等発注基準で業種別参加資格要件を定めており、業種が電気工事の場合は当基準に基づき、地元事業者に発注することになります。</p> <p>今年度発注の屋内施設照明のLED化は、当課において近隣市町を参考に研究した結果、安価で事務の効率化が図れ、尚且つ予算を平準化できるリース方式といたしました。地域要件は県外業者まで幅広く設定し公平な競争を促していますが、地域への経済波及効果や人材育成の観点から設置業者に関しては市内業者を必須とする仕様としています。</p> <p>今後、屋外照明のLED化が計画されていますが現在発注方法は研究中です。スポーツの実施環境向上のため、市の財政負担を軽減し最も効果的な手法の検討に努めます。</p>	<p>契約監理課</p> <p>スポーツ振興課</p>

(2) 全国各地で発生している水害や土砂崩れ等への対策強化

要望	回答	担当課(室)
<p>①近年の豪雨災害を鑑み、市の防災・減災対策として、河床掘削や堤防補強等の迅速な対応、特に新服部橋の河床掘削の早期実施</p>	<p>【木津川上流河川事務所の回答】</p> <p>国(木津川上流河川事務所)では、引き続き三田地区における引堤事業を進めると共に、平成28年度から木津川、服部川、柘植川の河道掘削を下流側から実施しています。</p> <p>今後は、服部川、柘植川についても流下断面の確保をするための河道掘削や樹木伐採なども行い、引き続き、上流部への掘削や柘植川の無堤部の解消、山神橋下流の築堤等を行うための予算確保や整備手順の検討を行い、事業の進捗を図り、治水安全度の確保に努めていきます。</p>	<p>建設管理課</p>
	<p>市が管理する河川については、令和2年度から緊急浚渫推進事業債を活用し、緊急性の高い河川から順次計画的に浚渫を実施しています。令和7年度については、4河川の浚渫を予定しています。</p>	<p>道路河川課</p>
<p>②国、県管理の河川であっても、各々との連携強化による市民の安心・安全確保</p>	<p>【木津川上流河川事務所の回答】</p> <p>国(木津川上流河川事務所)では、過去に発生した浸水被害を踏まえて、国・県・市の役割分担のもと、三田地区における引堤事業、河道掘削等の工事を進めています。伊賀市や三重県伊賀建設事務所などの関係機関との協議等を踏まえて実施しており、直轄河川と支川等周辺地域のまちづくり等と一体となった効果を発揮できるように連携して事業を進めています。</p> <p>河道掘削では、発生する土砂の有効利用等について、伊賀市と連携し、地域課題の解消に寄与できるように進めています。</p> <p>一方、近年の激甚化する豪雨災害を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害の軽減を図るための「流域治水プロジェクト」にも取り組んでいます。</p>	<p>建設管理課</p>

	<p>河道掘削や引堤等のハード対策に加えて、浸水想定区域図やハザードマップの公表や、それらを使い台風の接近等で河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理した「マイ・タイムライン」を作成する取組などのソフト対策を関係機関と連携して進めています。</p>	
<p>③木津川、服部川、柘植川及び名張川の関係河川事業の推進</p>	<p>(2) ①回答に同じ</p>	<p>建設管理課</p>
<p>④市民の安全安心確保のため、国・県などとの連携強化として作成に取り組んでいる流域治水プロジェクトやマイタイムラインの進捗状況等をお聞かせいただきたい。</p>	<p>【木津川上流河川事務所の回答】</p> <p>国（木津川上流河川事務所）では、近年、気候変動の影響や社会状況が変化することを踏まえ、市域内の主要河川である木津川、服部川、柘植川やその支川も含めた大規模土砂災害等から地域住民の安全安心を担うために沿川の市町村や府県等の関係機関からなる「木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会」を平成28年に設立し、「水防災意識社会」の実現に向けたハード・ソフトの取組方針を定め、関係機関が連携して取り組みを進めています。</p> <p>また、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムや遊水地の整備などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者（行政、民間企業、地域住民等）が協働して水災害対策を行う「流域治水プロジェクト」にも取り組んでいます。流域治水プロジェクトは、国・県・市が流域内の水害対策の課題に具体的に各機関が対応をするための方策をとりまとめるもので、現在検討を進めているところです。</p> <p>ハード整備に加えて、学校における水災害教育や、まるごとまちごとハザードマップの整備、マイ・タイムライン講習会の他、関係機関の職員による水防演</p>	<p>建設管理課</p>

	<p>習や訓練等のソフト対策を継続して実施しています。また、上野遊水地という社会資本を活用したインフラ体験ツアーなどにも取り組んでいます。</p> <p>マイ・タイムライン講習会（伊賀市と木津川上流河川事務所共催）は、令和7年2月8日に開催し、多くの伊賀市民の方からの参加がありました。講習会では、浸水想定区域図等に基づき、伊賀市で作成した土砂災害・洪水ハザードマップや内水ハザードマップを沿川住民にあらためて周知するとともに、事前防災の意識啓発や洪水時の一人ひとりの防災行動がとれることを目的に今後とも地域における水防災の意識向上やみんなで行く流域治水の推進に向けて、関係機関と連携のうえ、地域とのコミュニケーションの醸成に努めます。</p>	
--	--	--

## 5 中小企業・小規模企業振興事業費補助及び商店街活性化等の事業補助金等の拡充

要望	回答	担当課（室）
(1) 中小企業相談業務負担金の拡充	負担金や補助金、交付金については、補助金等の適正化に関する指針（平成 26 年 5 月制定・令和 5 年 4 月改定）に基づき令和 5 年度に全庁的な見直しを行い、補助金等の要件の明確化をはじめ評価や見直しの方針について定め、限られた財源の中で前例にとらわれず用途や効果を検証し、適切な執行に努めます。また、負担金の拡充は市の財政状況から困難ですが、まず検討の材料とするため、拡充の必要性とその効果について詳細なエビデンスをお示し頂くようお願いいたします。	商工労働課

要望	回答	担当課（室）
(2) 商工会議所事業補助金の拡充	負担金や補助金、交付金については、補助金等の適正化に関する指針（平成 26 年 5 月制定・令和 5 年 4 月改定）に基づき令和 5 年度に全庁的な見直しを行い、補助金等の要件の明確化をはじめ評価や見直しの方針について定め、限られた財源の中で前例にとらわれず用途や効果を検証し、適切な執行に努めます。また、国や県においても様々な支援策が講じられていますので、貴所におかれましても事業者に対し積極的な情報提供をお願いいたします。	商工労働課

要望	回答	担当課(室)
(3) 中心市街地等商店街活性化事業費補助金等の事業支援及び助成の拡充	負担金や補助金、交付金については、補助金等の適正化に関する指針(平成26年5月制定・令和5年4月改定)に基づき令和5年度に全庁的な見直しを行い、補助金等の要件の明確化をはじめ評価や見直しの方針について定め、限られた財源の中で前例にとらわれず用途や効果を検証し、適切な執行に努めます。また、国や県においても様々な支援策が講じられていますので、貴所におかれましても事業者に対し積極的な情報提供をお願いします。	商工労働課

(4) IT(情報)関連補助金等への上乗せ助成によるDX・デジタル化への取組みの推進

要望	回答	担当課(室)
①国のものづくり補助金、IT導入補助金、小規模事業者持続化補助金、事業再構築補助金の採択事業者がDX・デジタル化への取組みを実施した経費の上乗せ助成制度の創設	負担金や補助金、交付金については、補助金等の適正化に関する指針(平成26年5月制定・令和5年4月改定)に基づき令和5年度に全庁的な見直しを行い、補助金等の要件の明確化をはじめ評価や見直しの方針について定め、限られた財源の中で前例にとらわれず用途や効果を検証し、適切な執行に努めます。また、国や県においても様々な支援策が講じられていますので、貴所におかれましても事業者に対し積極的な情報提供をお願いします。	商工労働課

## 6 物価高によるコスト増、人手不足等の影響を見据えた中小企業・小規模事業者への継続支援及び状況に応じた消費喚起

### (1) 金融支援制度の継続・拡充

要望	回答	担当課(室)
①事業継続のため、国や県の支援策の動向を踏まえ、小規模事業資金の保証料の補助額及び、小規模事業者経営改善資金の利子補給の拡充	負担金や補助金、交付金については、補助金等の適正化に関する指針(平成26年5月制定・令和5年4月改定)に基づき令和5年度に全庁的な見直しを行い、補助金等の要件の明確化をはじめ評価や見直しの方針について定め、限られた財源の中で前例にとらわれず用途や効果を検証し、適切な執行に努めます。また、国や県においても様々な支援策が講じられていますので、貴所におかれましても事業者に対し積極的な情報提供をお願いします。	商工労働課

要望	回答	担当課(室)
(2)影響が長期化しているなか、事業継続・雇用維持・地域活性化・安心安全な市民生活の確保等を図るため、引き続き行政と市内金融機関との幅広い連携とさらなる協力関係の構築	新型コロナウイルス感染症の影響については、感染症類型の5類移行に伴い従前の状況を取り戻しつつありますが、物価高騰等の影響は長期化している中で、今後も金融機関や貴所を始め、関係機関との連携を強化していきたいと考えていますので、引き続きご協力をお願いします。	商工労働課

要望	回答	担当課（室）
(3)新しい時代の金融に関する知識や判断力の向上に向けた行政、教育機関、各企業との連携促進	金融リテラシーについては、個人個人の家計や投資などの分野になってきますが、市民の生活や地域経済に密接に関わり、また国も貯蓄から投資への移行を促しているという背景もあることから、一層リテラシー教育は重要となってくるのが想像されます。貴所などとも連携してリテラシー教育を進めていきたいと考えています。	商工労働課
	成年年齢が引き下げられたことで、今後の契約などの場面で被害に遭わない、また犯罪に巻き込まれないよう、契約の重要性や消費者の権利と責任等を伝える場が必要であると考えています。 このことから若い世代における消費者教育推進のため、市内の高等学校等に向いて、主権者教育を含めた人権学習を実施しています。	生涯学習課

要望	回答	担当課（室）
(4)幅広い事業者を対象としたポストコロナ、資源原材料価格高騰への支援策の継続	原油価格高騰に基づく各種燃料、原材料の高騰に対しては、1.(1)②アの回答のとおりですが、貴所におかれましても、どのような業種の企業がどのような規模でどのような影響を受けているかについて、詳細なエビデンスをお示しいただくようお願いします。	商工労働課

要望	回答	担当課（室）
<p>(5)幅広い事業者を対象とした、消費意欲を喚起する施策の実施</p>	<p>消費意欲喚起については、令和6年度に貴所も実行委員会の一員として「プレミアム付商品券事業」を実施しました。</p> <p>今後も、必要に応じて消費意欲の喚起に繋がるような施策を実施していきたいと考えていますので、貴所においてもニーズの把握や効果的な施策の構築についてご協力をお願いします。</p>	<p>商工労働課</p>